

<p>⑤ 市税の減免措置でなければならない理由があるか？</p>	<p>大阪市学校給食協会は、学校給食用食材の調達業務等、本市学校給食事業の一翼を担うとともに、本市学校給食事業の充実発展と円滑な運営を図っている。</p> <p>学校給食用食材は、安全・安心、良質かつ低廉で安定的な供給が必要であり、調達業務については、「原則として市町村が行うものとするが」「学校給食協会等の団体がある場合は十分な指導監督のもとに、その活用を図ること」とされており、本市においては、昭和16年より、当該法人を活用している。</p> <p>また、当該法人は、収益事業が無く、学校給食用食材の安定供給事業は、極めて公共性・公益性が高い事業であることから、公益財団法人として大阪府知事より認定を受けている。</p> <p>当該法人は、学校給食用食材の調達業務等学校給食事業が唯一の業務であり、営利を目的とせず収益性もない公益財団法人であるため、本市として大阪市学校給食協会交付金を交付し、当該法人は交付金のみで事業運営を行っている。</p> <p>市税の減免措置でなければ、市税相当額について、交付金(税)の増額(負担)が必要であり、歳入増にはつながらないだけでなく、当該法人の事業運営及び本市学校給食事業の円滑な運営に支障が生じるため、引き続き市税の減免措置が必要である。</p>
<p>⑥ 市政改革プランにおける「補助金等の見直し調整方針」に照らした場合、見直す必要はないと考えるのか？</p>	<p>市政改革プラン(案)及び外郭団体評価会議委員意見等を踏まえ、小学校給食については、これまで私会計として取り扱ってきた給食費を公会計化し、学校給食用食材の調達業務について競争性の導入を行い、交付金を見直す予定である。</p> <p>あわせて団体に対する職員派遣についても解消し、大阪市の財政的関与や人的関与を廃止し、自立した経営を行う予定である。</p> <p>学校給食事業:学校給食費の公会計方式の導入について、平成26年度を目途に検討を進めており、少なくとも、当該法人が担っている食材調達業務の委託事業化・競争性の導入が図られるまでは、市税の減免措置が必要である。</p>